（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）

第四十三条　この章の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法人税法第二十六条第一項第三号	又は	若しくは	又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下「特別措置法」という。）第三十一条（外国税額の還付）若しくは第三十七条（更正等による外国税額の還付）の規定
法人税法第二十六条第一項第四号	又は	若しくは	又は特別措置法第三十三条（欠損金の繰戻しによる法人税の還付）の規定
法人税法第二十六条第四項		地方法人税	地方法人税並びに防衛特別法人税
法人税法第三十八条第一項	額は	額並びに防衛特別法人税（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税を除く。）の額は	
	額を	額並びに国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき金額のうち同法第十九条第四項第二号ハ又は第二十八条第二項第三号ハに掲げる金額に相当する防衛特別法人税及び特別措置法第二十五条第四項（確定申告）において準用する第七十五条第七項（第七十五条の二第八項又は第十項において準用する場合を含む。）の規定による利子税の額を	
法人税法第六十七条第三項	額と当該	額並びに当該事業年度の特別措置法第十三条第二項（課税標準）に規定する課税標準法人税額につき特別措置法第十条（税率）及び第十六条第九項（外国税額の控除）（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により計算した防衛特別法人税の額を	
	並びに同法	並びに地方法人税法	
	地方法人税控除限度額（外国税額の控除）の規定による	地方法人税控除限度額、特別措置法第十六条第一項（外国税額の控除）に規定する防衛特別法人税控除限度額並びに特別措置法第十六条第一項及び第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）並びに第十九条（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除）の規定による	
法人税法第六十九条第二項	地方法人税控除限度額	地方法人税控除限度額、特別措置法第十六条第一項（外国税額の控除）に規定する防衛特別法人税控除限度額	
法人税法第八十一条	掲げる金額又は	掲げる金額若しくは	
	掲げる金額につき	掲げる金額又は特別措置法第六条第十五号（定義）に規定する防衛特別法人税確定申告書に記載すべき特別措置法第二十五条第一項第一号から第五号まで（確定申告）に掲げる金額につき	

法人税法第百四十二条の二第一項第四号	又は	若しくは	計算した金額に相当するものに限る。）又は特別措置法第三十三条（欠損金の繰戻しによる法人税の還付）の規定による還付金（同号に定める金額に百分の四を乗じて計算した金額に同条第一項の課税事業年度の特別措置法第十三条第二項（課税標準）に規定する課税標準法人税額を乗じてこれを当該課税事業年度の特別措置法第十条第二号（基準法人税額）に定める基準法人税額で除して計算した
法人税法第百四十四条の二第二項	及び	又は	、防衛特別法人税控除限度額として政令で定める金額及び
法人税法第百四十五条	掲げる金額又は	掲げる金額若しくは	掲げる金額又は特別措置法第六条第十五号（定義）に規定する防衛特別法人税確定申告書に記載すべき特別措置法第二十五条第一項第一号から第五号まで（確定申告）に掲げる金額につき
地方法人税法第二十四条	掲げる金額につき	掲げる金額又は	掲げる金額又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第六条第十五号に規定する防衛特別法人税確定申告書に記載すべき同法第二十五条第一項第一号から第五号までに掲げる金額につき
租税特別措置法第九条第七項	及び地方法人税法	、地方法人税法及び特別措置法	、地方法人税法及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下「特別措置法」という。）
租税特別措置法第四十二条の十二の六第十八項	地方法人税法及び地方法人税法	地方法人税法及び特別措置法	
	ついては、同法	ついては、地方法人税法	
租税特別措置法第四十二条の十四第五項	並びに地方法人税法	、地方法人税法並びに特別措置法	
租税特別措置法第六十六条の七第四項第一号及び第六十六条の九の三第三項第一号	地方法人税法（地方法人税を除く。）	地方法人税を除く。）、地方法人税法	
租税特別措置法第六十六条の十一の三第四項	規定は	規定並びに特別措置法第十三条第八項の規定は	